

長野市子どもの貧困対策計画期間の延長について

本市では、令和7年度中に若者に関する計画を策定し、既に策定済の「子どもの貧困対策計画」(R5～R9)及び「第三期子ども・子育て支援事業計画」(R7～R11)と合わせて、「こども計画」に位置付ける予定です。

こども計画を構成する三つの計画は、それぞれ始期が異なっていることから、次のこども計画の策定を考慮し終期を合わせたいと考えています。そこで、本計画の終期を「第三期子ども・子育て支援事業計画」に合わせるため、本計画の期間を2年間延長し、令和11年度までとするものです。

〈長野市こども計画策定イメージ〉

◆ STEP 1 【令和7年度】

若者に関する計画を策定し、子どもの貧困対策計画 及び 子ども・子育て支援事業計画と合わせて、こども計画に位置付ける。

◆ STEP 2 【令和10年4月】

三つの計画の終期を合わせるため、子どもの貧困対策計画の期間を令和9年度末から令和11年度末まで延長する。

